

受動喫煙に関わる事業所調査結果

平成28年度

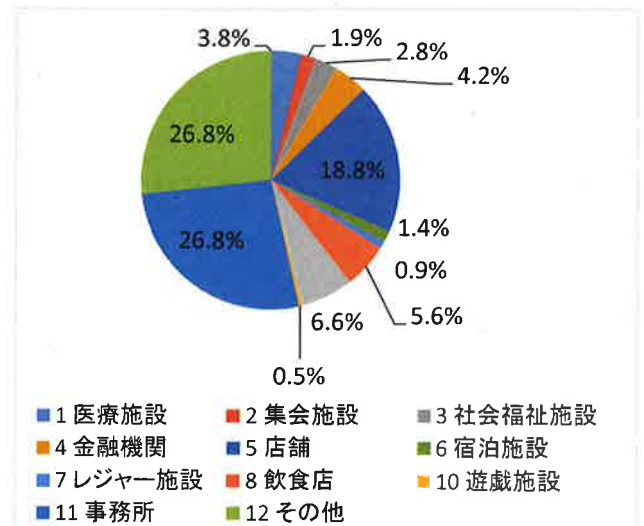
受動喫煙対策に関する事業所調査

※実施期間： 平成28年10月18日～10月31日(期限経過後の回答2件含む)
 回答総数 213 件 (対象 466事業所、回答率45.7%)

問1 事業所の業種について

番号	回答項目	回答数	割合(%)
1	医療施設	8	3.8
2	集会施設	4	1.9
3	社会福祉施設	6	2.8
4	金融機関	9	4.2
5	店舗	40	18.8
6	宿泊施設	3	1.4
7	レジャー施設	2	0.9
8	飲食店	12	5.6
9	理容・美容	14	6.6
10	遊戯施設	1	0.5
11	事務所	57	26.8
12	その他	57	26.8

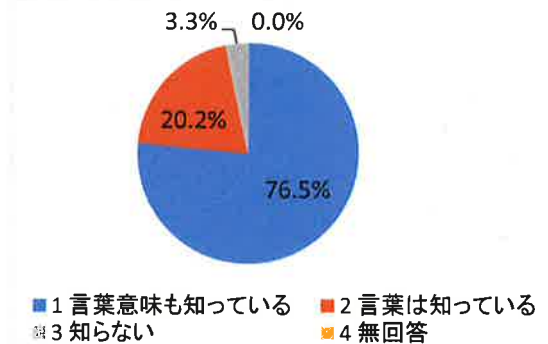
213



問2 受動喫煙の認知度

番号	回答項目	回答数	割合(%)
1	言葉意味も知っている	163	76.5
2	言葉は知っている	43	20.2
3	知らない	7	3.3
4	無回答	0	0.0

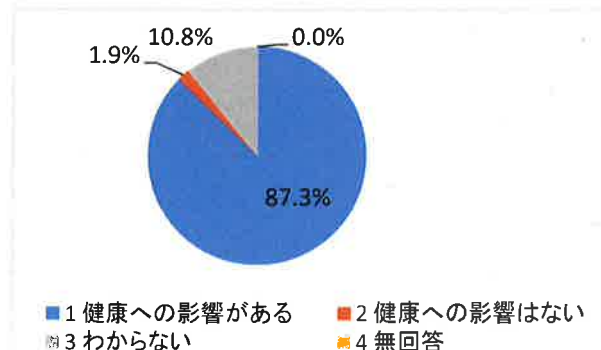
213



問3 受動喫煙の健康への影響についてどのように思いますか。

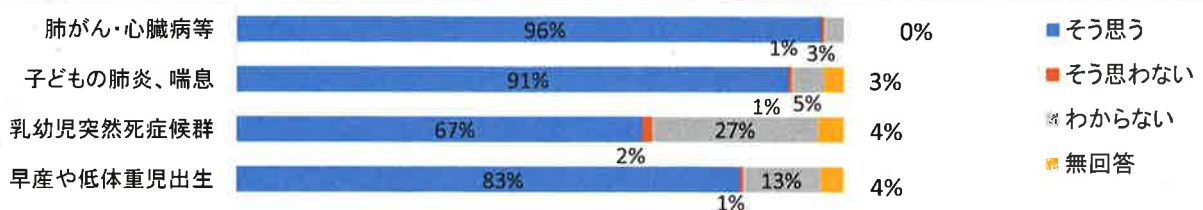
番号	回答項目	回答数	割合(%)
1	健康への影響がある	186	87.3
2	健康への影響はない	4	1.9
3	わからない	23	10.8
4	無回答	0	0.0

213



問4 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。(どのような危険性を高めるか)

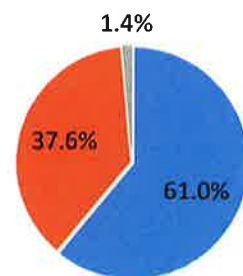
	回答項目	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
ア	肺がん・心臓病等	179	1	6	0
イ	子どもの肺炎、喘息	169	1	10	6
ウ	乳幼児突然死症候群	124	3	51	8
エ	早産や低体重児出生	154	1	24	7



問5 利用者又は従業員が利用する屋内について、受動喫煙防止に取り組んでいますか。

番号	回答項目	回答数	割合(%)
1	取り組んでいる	130	61.0
2	取り組んでいない	80	37.6
3	無回答	3	1.4

213

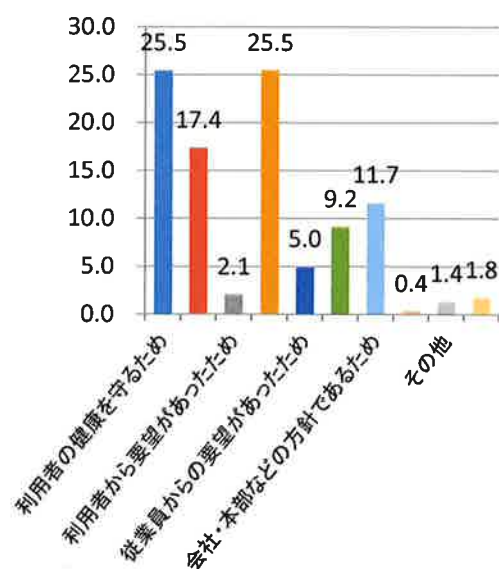


■ 1 取り組んでいる ■ 2 取り組んでいない ■ 3 無回答

問6 問5で「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」と答えた施設へその理由(複数回答可)

番号	回答項目	回答数	割合(%)
1	利用者の健康を守るため	72	25.5
2	利用者により良いサービスを提供するため	49	17.4
3	利用者から要望があったため	6	2.1
4	従業員の健康を守るため	72	25.5
5	従業員からの要望があったため	14	5.0
6	受動喫煙防止対策は世界的な動きである	26	9.2
7	会社・本部などの方針であるため	33	11.7
8	テナントとして入っている施設等の方針	1	0.4
9	その他	4	1.4
10	特に理由はない	5	1.8

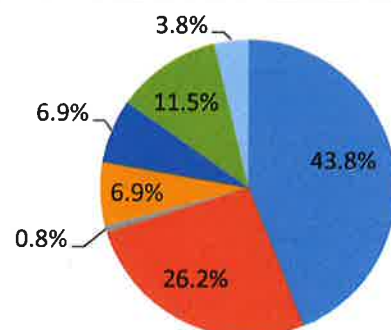
282



問7 今取り組んでいる受動喫煙防止対策について

番号	回答項目	回答者数	割合(%)
1	屋内部分の全てを「禁煙」	57	43.8
2	「喫煙所」を設け煙流出を防止	34	26.2
3	「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止	1	0.8
4	「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止していない	9	6.9
5	一定の時間帯のみ「禁煙の場所」を設置	9	6.9
6	その他	15	11.5
7	無回答	5	3.8

130

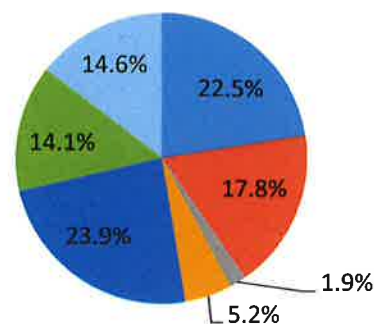


■ 1 屋内部分の全てを「禁煙」
 ■ 2 「喫煙所」を設け煙流出を防止
 ■ 3 「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止
 ■ 4 「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止していない
 ■ 5 一定の時間帯のみ「禁煙の場所」を設置
 ■ 6 その他
 ■ 7 無回答

問8 利用者又は従業員が利用する屋内について、今後取り組む予定の受動喫煙防止対策について

番号	回答項目	回答者数	割合(%)
1	屋内部分の全てを「禁煙」	48	22.5
2	「喫煙所」を設け煙流出を防止	38	17.8
3	「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止	4	1.9
4	その他	11	5.2
5	どのような対策に取り組むか検討中	51	23.9
6	取り組まない	30	14.1
7	無回答	31	14.6

213

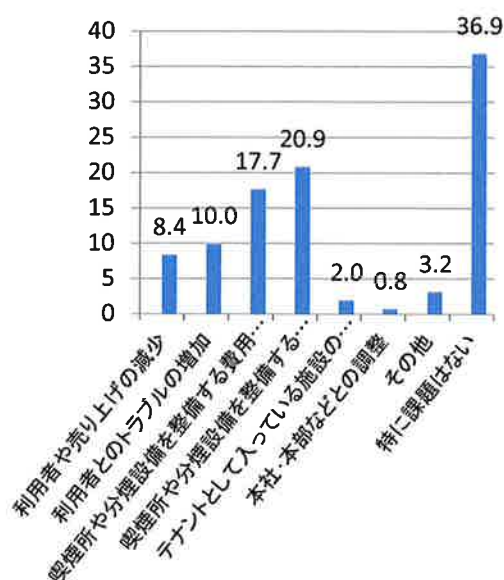


- 1 屋内部分の全てを「禁煙」
- 2 「喫煙所」を設け煙流出を防止
- 3 「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止
- 4 その他
- 5 どのような対策に取り組むか検討中
- 6 取り組まない
- 7 無回答

問9 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題
(複数回答可)

番号	回答項目	回答者数	割合(%)
1	利用者や売り上げの減少	21	8.4
2	利用者とのトラブルの増加	25	10.0
3	喫煙所や分煙設備を整備する費用の問題	44	17.7
4	喫煙所や分煙設備を整備するスペースや施設の構造の問題	52	20.9
5	テナントとして入っている施設の管理者との調整	5	2.0
6	本社・本部などとの調整	2	0.8
7	その他	8	3.2
8	特に課題はない	92	36.9

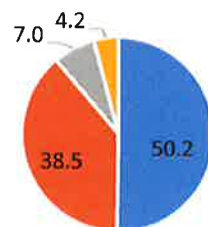
249



問10 受動喫煙防止条例についてご存知ですか

番号	回答項目	回答者数	割合(%)
1	条例内容も制定されたのも知っている	107	50.2
2	制定されたのは知っている	82	38.5
3	知らなかった	15	7.0
4	無回答	9	4.2

213

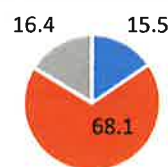


- 1 条例内容も制定されたのも知っている
- 2 制定されたのは知っている
- 3 知らなかった

問11 条例制定後、事業所での新たな受動喫煙に対する取り組み

番号	回答項目	回答者数	割合(%)
1	取り組んでいる	33	15.5
2	取り組んでいない	145	68.1
3	無回答	35	16.4

213



- 1 取り組んでいる
- 2 取り組んでいない

その他・自由記述

〈問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ方がお答えください。〉

問6 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

	その他(具体的に)
1	品物ににおいがつく。
2	美唄市の受動喫煙防止条例における公共的施設(第1種施設)に該当する施設であること、及び条例の趣旨に賛同し取り組むことに必要性を感じている。
3	掃除が大変になり、結果的に人件費の削減になるため。
4	喫煙防止だけでなく施設そのものが燃えやすい製品を取り扱っている。

〈問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ方がお答えください。〉

問7 貴施設の受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

	その他の具体的対策
1	事務室の一つを喫煙所になっている。
2	店舗内は禁煙で、事務所は喫煙可能。臭い、煙が外に出ないように医療用機器を設置している。
3	利用者が利用する場所は禁煙、従業員が利用する場所は分煙にしている。
4	自分の部屋で喫煙している。
5	禁煙表記はしていないが、灰皿等置いていない。
6	市の禁煙ステッカーを見えるところに貼る。
7	風除室を仕切り、完全に煙の流れを防いでいる。
8	家族、従業員に喫煙者がいないので客にも協力を促す。
9	外に出てもらう。利用される方(施設にこられる方)は携帯灰皿を持参している。
10	事務室のみ禁煙。
11	空気清浄機を置く。
12	灰皿を置かない。
13	禁煙表示はしていないが、灰皿がない。
14	屋内は禁煙、屋外の一部に喫煙OKの場所。

問8 貴施設は利用者又は従業員が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。

注1) 今後も現在の受動喫煙防止対策を続ける場合は、その対策

	その他 具体的な対策
1	屋内の一部の部屋を禁煙室にする。
2	利用者が利用する場所は禁煙、従業員が利用する場所は分煙にしている。
3	全面禁煙。
4	全体の意識の問題がある。
5	市の禁煙ステッカーを見えるところに貼る。
6	取り組めない。
7	喫煙者が別室で喫煙しているが、仕切りなどで区切っていない。
8	煙草を吸う人がいないため。
9	屋根だけ付いている外に吸殻入れを置いている。
10	そもそも従業員、責任者の8割が喫煙者のため対策はしない。

問9 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

	その他 具体的内容
1	目の届かないところでの喫煙。
2	喫煙者との調整。
3	施設利用者がルールを守らず、隠れて喫煙する可能性があり防火上の懸念がある。
4	禁煙によるストレスが原因に依るとされる禁煙指導に対する従業員の職場満足度に対しての低下意識。
5	できるだけ利用者とのトラブルを避ける。
6	自分も働きに来ている人(施設の人)も煙草はのまない。まれに客が来て煙草をのむ人がいるが、注意すれば人間関係が壊れる。

その他・自由記述

問11 受動喫煙防止条例制定(平成27年12月)後における、貴事業所での新たな受動喫煙に対する取り組みについて、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

1 新たな受動喫煙防止対策に取り組んでいる。

	具体的な取り組み内容:
1	お客様の滞在時間が短いため、喫煙をする方がいない。そのため受動喫煙への対策が必要ない。
2	喫煙所、分煙設備の改善。
3	事務所内禁煙時間を定めた。
4	喫煙場所を1階外から屋上にした。
5	喫煙の場所を定めた。
6	事務所内を禁煙にしている
7	店内全面禁煙とした。
8	利用者が利用する場所は禁煙、従業員が利用する場所は分煙にしている。
9	店内全面禁煙として、すべての灰皿を撤去した。
10	事務所外の喫煙所を設けた。
11	すでに禁煙対策を進めており、これ以上のものは考えていない。
12	喫煙の場所を、店舗、事務所外にした。
13	喫煙場所を定めた。
14	喫煙の場所を変え、分煙にした。
15	市の禁煙ステッカーを見えるところに貼る。
16	各事業内容による喫煙室の増設と閉鎖、また喫煙所の閉鎖。
17	空気清浄機の増設
18	禁煙の場所を定めた。
19	室外の1箇所だけ喫煙場所にした。
20	以前から屋内部すべて禁煙なので、特に変わったことはない。
21	屋外の喫煙場所は出入口付近から離れた。
22	喫煙する人がいないので。
23	屋外の喫煙場所を変更した。
24	シーズンのみ営業のレストランでの対応
25	喫煙の場所を定めた。
26	店舗内全て禁煙。
27	戸で仕切った喫煙場所の指定により、その他施設内は全面禁煙。
28	以前から灰皿をなくした。
29	禁煙を推進する。
30	全面禁煙
31	喫煙場所を決めている
32	灰皿を1つ、1カ所にした。
33	喫煙場所を限定している。

問12 受動喫煙防止対策についての意見、要望、提案など(自由記述)

1	平等に喫煙禁止希望強く思う
2	地域において、喫煙可能場所の設置や、歩行喫煙禁止等実施してみたいがどうでしょう？市町村において歩行喫煙は罰則も厳しく取締りされている地域が多くなってきています。
3	宴会利用者から要望があれば灰皿を設置しない。
4	大変結構な条例が出来たと思っています。
5	さらなるPR活動を展開されたい。
6	吸う人はそんなに重く考えていない。煙草を吸う人の意識改を進めるしかない。
7	体にやさしい町づくり。
8	事務所内で禁煙としたが、持続することが困難であった。喫煙所を整備することも考えている。費用面の補助を申請しようとしたが実施にいたっていない。禁煙の奨励をしているが、人員の半分以上は禁煙したが喫煙者の努力が薄い。
9	美唄市の取組みは全道、全国的にも注目を浴びていると思われるので、行政・市民が一体となって取り組みを推進してください。
10	例外は認めるべきではない。喫煙者にマナーの向上の周知徹底。
11	賛否両論あると思いますが、健康面ばかりでなく煙草を吸う人のマナー向上にもつながる取り組みだと思っています。
12	個人の店は顔なじみが多いので言葉に出していえないが、禁煙シールを貼ってあると吸っていても次のときは吸わなかったもので、こういう小さいところから徐々に周知していったほうがよいと思う。
13	広いスペースの店舗に移転しなければ無理なので、その費用の助成があれば考えたい。

その他・自由記述

14	喫煙室設置スペースがない。
15	一人だけなのであまり防止対策は考えていません。
16	特にありませんが、今後も美唄市民の健康のために努めます。推進課の方々にもますますの取り組みをお願いします。
17	なぜ「条例化」したのか丁寧な周知(広報)が不足しています。受動喫煙対策等も十分に論議されたのか戸惑うばかりです。具体的な対策事例等をさしていただければと思います。
18	制定した市の職員が条例違反者を注意しない、又は違反している現状で条例の意味がないように思えます。特に子どもがいるところでの喫煙も目立ちます。(飲食店、カラオケ、学校のグラウンドなど屋外)
19	バカげてる
20	以前から関心があり取り組んできているので大変いい事であると思っている。ただ喫煙者にとって禁煙はつらいものなので、自他共の健康について自覚してもらい理解を広めていくのが課題だと思う。あきらめずに自治体等で続けてほしい。
21	対策そのものは大変いいことだと思います。
22	アパート業で一人住まいなので
23	ホテル、飲食店における分煙化の推進。
24	非喫煙者が受動喫煙しなくて済むよう、飲食店についても条例において一定のルールを定めてほしい。(時間帯によって禁煙とするなど)
25	国で煙草、酒を20歳以上の一般の人に販売を許しているのは吸う人は勝手である。施設や販売店が主体で回答させるのは変で、吸う人に問題を回答させることが本当の意味だ。施設は国、自治体の施設なのに役所が先に考えるべきです。
26	専門家が職場に訪問して、受動喫煙に対して講演をしてくださるとよい。
27	店内に喫煙防止のポスターを作してほしい。
28	個人個人(一人ひとりの自覚)の問題だ。
29	大切なことだと思います。喫煙可の施設でも禁煙席があればいいと思う。パチンコ店でも隣で吸われる困ります。もち論禁煙席が一割くらい多く当たるとかで喫煙者を減らす役割もあると思います。
30	特になし
31	煙草を吸うときはどこで吸えば一番よいのでしょうか？誰にも迷惑を掛けない場所はあるのでしょうか？
32	条例制定後の取り組みは特にしていないが、受動喫煙防止ということは念頭にある。しかし市役所内での取り組みはどうなっているのか？知りたい。分煙対策はしているようですが、役所から庁舎内外完全禁煙をしたら良いのでは？と思います。外にある喫煙所は夜暗く、使用状況も良くないようですね。火災がおきてからじゃ遅いと思いますので、対策改善を希望します。
33	飲み屋とかパチンコ屋の受動喫煙を防止しなければ意味がない。
34	もっと持続的にアピールしていただきたい。
35	健康に対してタバコの害をなるべく話題にするようにしている。
36	サービス業として喫煙されている方に対して強く言うことはできません。人口の少ない町では！！条例に強化したいのであれば美唄市で煙草を売るのをやめたらいいかがですか！！スペースの問題で出来ない場合あり！！
37	店内には発火の危険物があるので大賛成です。
38	飲食業をしています。小さい子どもが来る店ではなく、大人も昔に比べると喫煙する人は減っています。多いときは換気扇を回すなどしています。それよりタバコ税収が多いんではないですか？公共の場はほとんど禁煙ですのであまりとやかく言いません。
39	喫煙者は極度に減少しているのに肺がんの死亡者は年々増えています。肺がんには種類があり、タバコが死亡の直接原因かは不明です。ニコチンタールは発がん性物質と思いますが、このアンケートは内心疑問に思います、一度きちんと事実を調べてからアンケートを求めたほうがいいと思います。地上波メディアの情報は信用度低いです。NHKも含めて。
40	喫煙自体は時代の流れから減少傾向にあり、一定の下げ止まりで進行すると思われるので、喫煙をことさら責めなくてもいいと思います。
41	受動喫煙防止条例がすべて努力義務なので市民の意識は特に変わっておらず、相変わらずどこでも歩きタバコで本当に無駄で意味のない条例が出来たものだと思煙家の私は思います。周知努力や、市議で見回りするなどしたいいいと思います。そもそも市長が禁煙できてないのもどうなのでしょう？

その他 記載事項

1	問1	アパート業
2	問5	対策には長期的に取り組みたい。
3	問5	はじめから施設内では禁煙にしている。
4	問5	従業員全員喫煙しません。

平成28年度 受動喫煙に関わる施設調査

問1 あなた（「施設管理者または責任者」をいう。以下同様）の事業所を次の中から選んでください。

- 1 医療施設（病院、診療所、薬局、歯科診療所、はり灸、あん摩マッサージ指圧、整骨、柔道整復など）
- 2 集会施設（寺院、神社、斎場など）
- 3 社会福祉施設（老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設など）
- 4 金融機関（銀行、信用組合、信用金庫、郵便局など）
- 5 店舗（スーパー、コンビニ、小売店など）
- 6 宿泊施設（旅館、ホテルなど）
- 7 レジャー施設（ゴルフ場、カラオケボックスなど）
- 8 飲食店（飲食店、喫茶店、レストラン、居酒屋、バー、スナックなど）
- 9 理容、美容（理容店、美容店など）
- 10 遊戯施設（パチンコ、スロット、マージャン店など）
- 11 事業の用に供する事務所
- 12 その他（上記に該当しない施設（製造工場、修理工場など））

問2 あなた（「施設管理者または責任者」をいう。以下同様）は、「受動喫煙」という言葉をご存知ですか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

- 1 言葉も意味も知っている。
- 2 言葉は知っている。
- 3 知らなかった。（今回の調査で初めて知った。）

問3 「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは、受動喫煙の健康への影響についてどのように思いますか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

- 1 健康への影響がある。⇒問4へ
- 2 健康への影響はない。⇒問5へ
- 3 わからない。⇒問5へ

（問4は、問3で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。）

問4 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。（1つの項目に○は1つ）

ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	そう思う	そう思わない	わからない
イ 子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める	そう思う	そう思わない	わからない
ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める	そう思う	そう思わない	わからない
エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	そう思う	そう思わない	わからない

問5 貴施設は、利用者又は従業員が利用する屋内について、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

注1）貴施設（貴店舗）がビル等の建物の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。

注2）特定の利用者しか利用しない屋内（宿泊施設の客室等）を除きます。

- 1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる。⇒問6へ
- 2 受動喫煙防止対策に取り組んでいない。
（屋内のすべての場所で喫煙できる。）⇒問8へ

〈以下問6～問7は、問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ方がお答えください。〉

問6 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。次の中からあてはまるもの全て選んでください。（○はいくつでも）

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1 利用者の健康を守るため。 | 2 利用者により良いサービスを提供するため。 |
| 3 利用者からの要望があったため。 | 4 従業員の健康を守るため。 |
| 5 従業員からの要望があったため。 | 6 受動喫煙防止対策は世界的な動きであるため。 |
| 7 会社・本部などの方針であるため。 | 8 テナントとして入っている施設等の方針であるため。 |
| 9 その他（具体的に | ） |
| 10 特に理由はない | |

問7 貴施設の受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。（○は1つ）

- | | |
|--|---|
| 1 利用者又は従業員が利用する屋内部分の全てを「禁煙」にしている。 | |
| 2 仕切りなどで区切った「喫煙所」を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止している。 | |
| 3 「喫煙席」（たばこを吸いながらサービスを受けることができる。）と「禁煙席」とを仕切りなどで区切り、「禁煙席」にたばこの煙が流れ出るのを防止している。 | |
| 4 「喫煙席」と「禁煙席」を設けているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない。 | |
| 5 昼食時など一定の時期帯には、「禁煙の場所」を設けている。 | |
| 6 その他の対策（具体的に | ） |

問8 貴施設は利用者又は従業員が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

注1）今後も現在の受動喫煙防止対策を続ける場合は、その対策の選択肢に○をして下さい。

- | | |
|--|---|
| 1 利用者又は従業員が利用する屋内部分の全てを「禁煙」にする。 | |
| 2 仕切りなどで区切った「喫煙所」を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止する。 | |
| 3 「喫煙席」（たばこを吸いながらサービスを受けることができる。）と「禁煙席」とを仕切りなどで区切り、「禁煙席」にたばこの煙が流れ出るのを防止する。 | |
| 4 その他の対策（具体的に | ） |
| 5 どのような受動喫煙防止対策に取り組むか検討中である。 | |
| 6 受動喫煙防止対策には取り組まない。 | |

問9 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。(○はいくつでも)

- 1 利用者や売り上げの減少
- 2 利用者とのトラブルの増加
- 3 喫煙所や分煙設備を整備する費用の問題
- 4 喫煙所や分煙設備を整備するためのスペースや施設の構造の問題
- 5 テナントとして入っている施設の管理者との調整
- 6 本社・本部などとの調整
- 7 その他(具体的)
- 8 特に課題はない。

問10 美唄市では受動喫煙防止条例が平成28年7月に施行されましたが、ご存知でしたか。

- 1 条例内容も、制定されたのも知っている。 2 条例が制定されたのは知っている。
- 3 知らなかった。(今回の調査で初めて知った。)

問11 受動喫煙防止条例制定(平成27年12月)後における、貴事業所での新たな受動喫煙に対する取り組みについて、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

- 1 新たな受動喫煙防止対策に取り組んでいる。
[具体的な取り組み内容 : 例：喫煙の場所や時間を定めた 等]
- 2 新たな受動喫煙防止対策に取り組んでいない。

問12 受動喫煙防止対策についての意見、要望、提案など(自由記述)